

こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援 の現状について

令和3年度全国ひとり親世帯等調査

全国ひとり親世帯等調査の概要

調査の沿革

- 昭和27年を初回として概ね5年ごとに調査を実施
- 今回、公表する「令和3年度調査」は第15回目の調査

調査時期

- 令和3年11月1日現在の状況
(収入の情報は、調査年前年の令和2年のもの)

調査範囲 及び 調査客体 等

母子世帯 …父のいない児童が、その母によって養育されている世帯
父子世帯 …母のいない児童が、その父によって養育されている世帯
養育者世帯 …父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯

※児童は20歳未満の子どもで未婚の者をいう（母子父子寡婦福祉法では、児童は「二十歳に満たない者」と定義）。
※世帯は親族等と同居している場合も含む。

【調査客体】

・母子世帯 4,105世帯
・父子世帯 1,329世帯
・養育者世帯 123世帯

【集計客体】

・母子世帯 2,653世帯
・父子世帯 866世帯
・養育者世帯 93世帯

(※)令和3年度調査は集計客体数から全国値へ還元した推計値である一方、平成28年度調査は実数値であるため、比較には留意が必要である。

ひとり親家庭の主要統計データ(令和3年度全国ひとり親世帯等調査の概要)

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	1 1 9 . 5 万世帯 (1 2 3 . 2 万世帯)	1 4 . 9 万世帯 (1 8 . 7 万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (7 9 . 5 %) [7 9 . 6 %] 死別 5 . 3 % (8 . 0 %) [5 . 3 %]	離婚 6 9 . 7 % (7 5 . 6 %) [7 0 . 3 %] 死別 2 1 . 3 % (1 9 . 0 %) [2 1 . 1 %]
3 就業状況	8 6 . 3 % (8 1 . 8 %) [8 6 . 3 %]	8 8 . 1 % (8 5 . 4 %) [8 8 . 2 %]
就業者のうち 正規の職員・従業員	4 8 . 8 % (4 4 . 2 %) [4 9 . 0 %]	6 9 . 9 % (6 8 . 2 %) [7 0 . 5 %]
うち 自営業	5 . 0 % (3 . 4 %) [4 . 8 %]	1 4 . 8 % (1 8 . 2 %) [1 4 . 5 %]
うち パート・アルバイト等	3 8 . 8 % (4 3 . 8 %) [3 8 . 7 %]	4 . 9 % (6 . 4 %) [4 . 6 %]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円]	5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円]	4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円]	6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円]

※令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※ () 内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

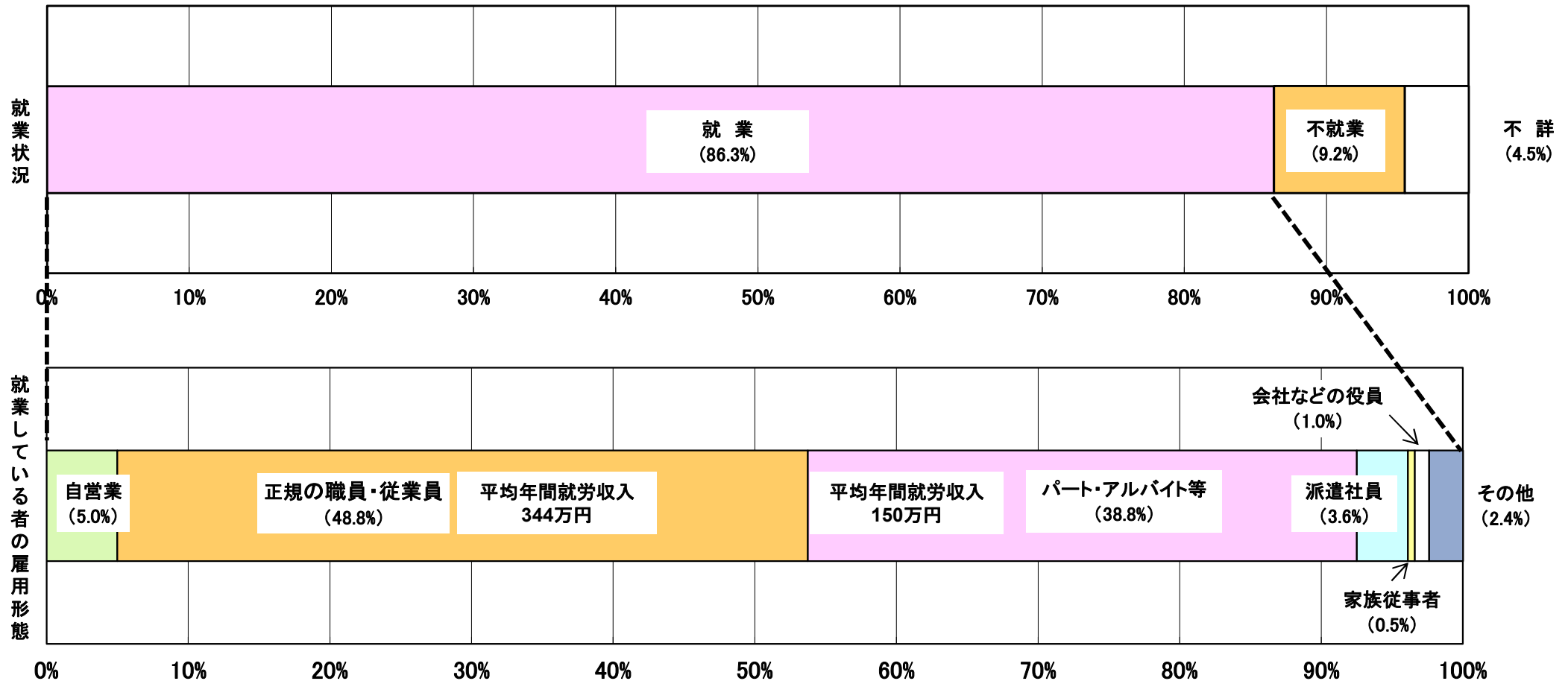
※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

母子家庭の就業状況

- 母子家庭の86.3%が就業。「正規の職員・従業員」が48.8%、「パート・アルバイト等」が38.8%（「派遣社員」を含むと42.4%）と、一般の女性労働者と同様に非正規の割合が高い。
- より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。



(出典) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査

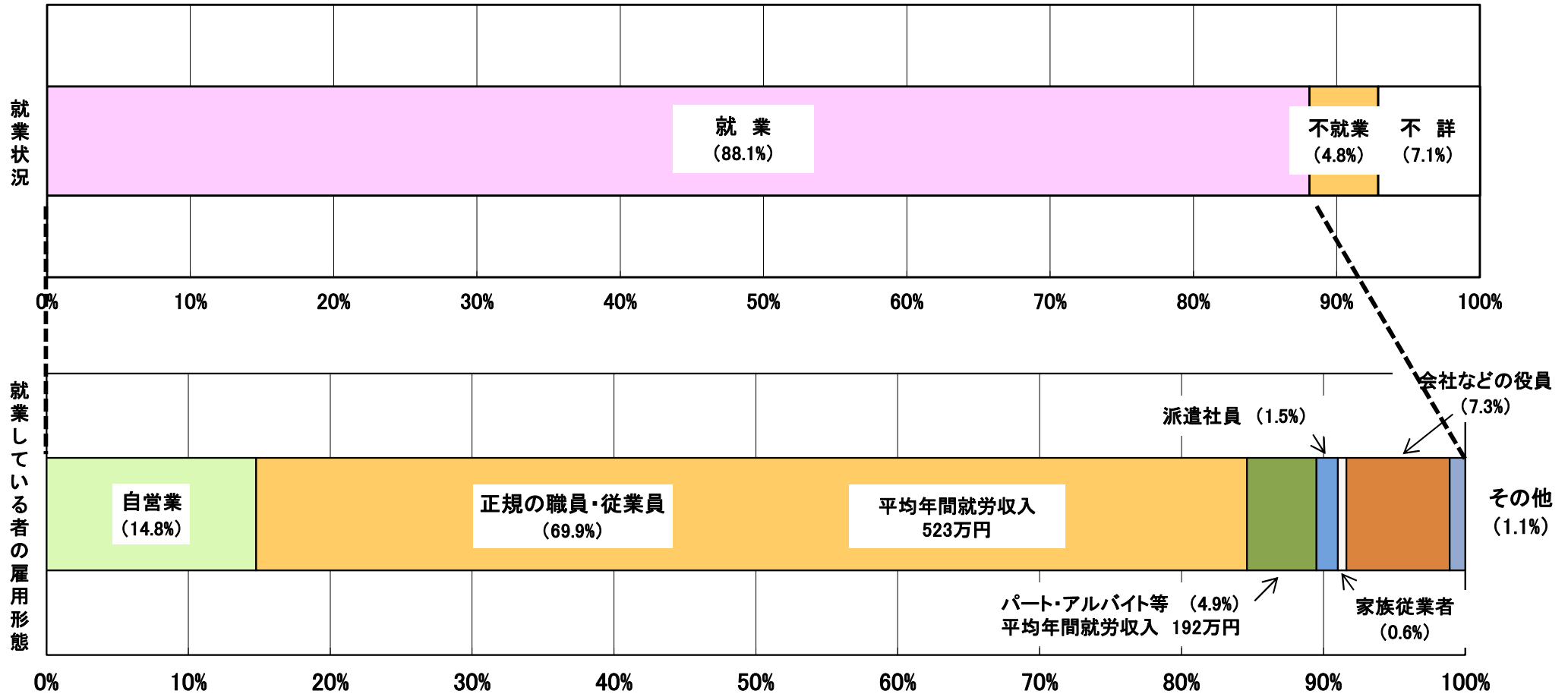
(参考) 非正規の職員・従業員(15歳~64歳)の割合

男女計 32.7%
 男 16.7%
 女 50.8%

※ 非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など
 (出典) 労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)平均結果

父子家庭の就業状況

- 父子家庭の88.1%が就業。「正規の職員・従業員」が69.9%、「自営業」が14.8%、「パート・アルバイト等」が4.9%。
- 父子家庭の父の中にも就業が不安定な者がおり、そのような者への就業の支援が必要。



(出典) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査

(参考) 非正規の職員・従業員(15歳~64歳)の割合

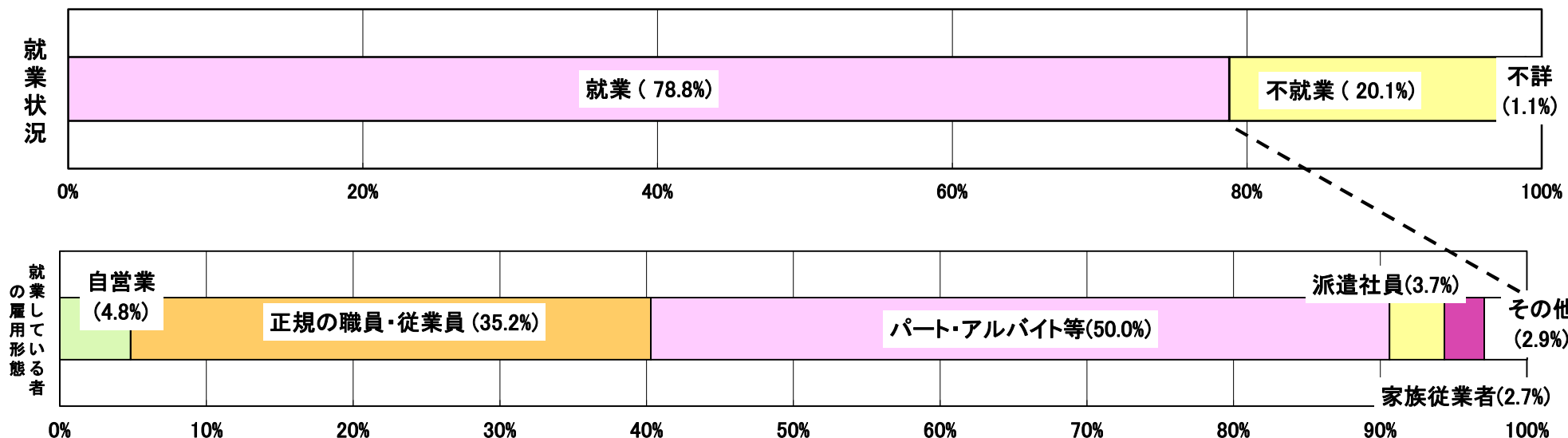
男女計 32.7%
 男 16.7%
 女 50.8%

※ 非正規は、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託など
 (出典) 労働力調査(基本集計) 2021年(令和3年)平均結果

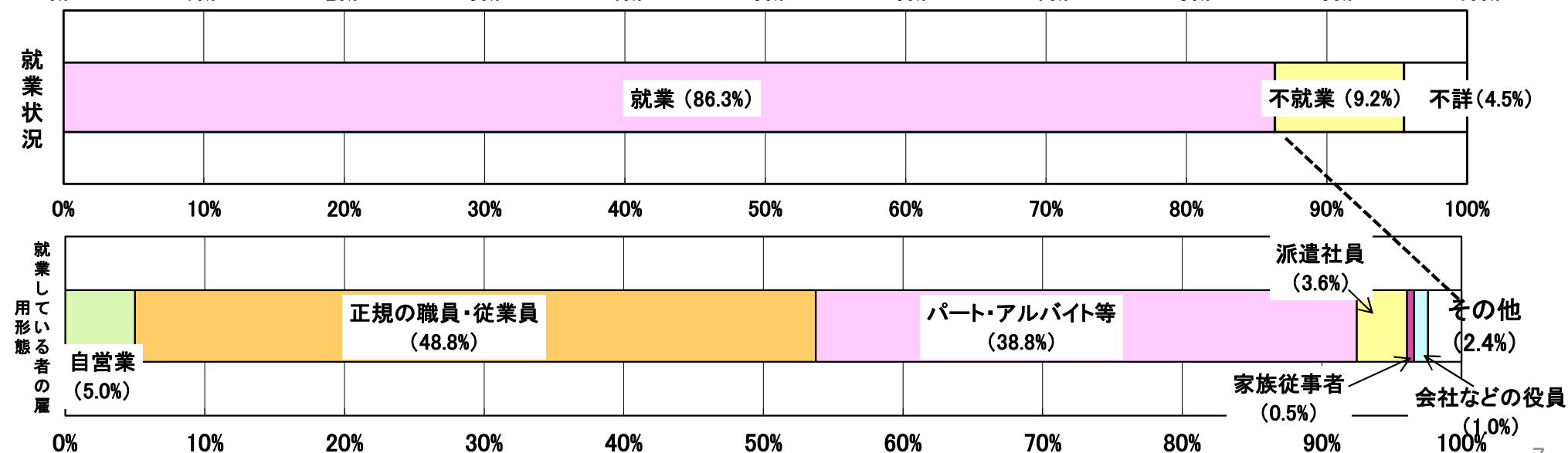
母子家庭になる前後の就業状況・雇用形態

- 母子家庭になる前の不就業は20.1%、調査時点では9.2%であり、10.9ポイント減。
- 母子家庭になる前の正規は35.2%、調査時点では48.8%であり、13.6ポイント増。
- 母子家庭になる前の非正規は53.7%、調査時点では42.4%であり、11.3ポイント減。

母子家庭になる前



調査時点



(出典) 令和3年度全国ひとり親世帯等調査

養育費と親子交流の状況

養育費	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	46.7% (42.9%)	28.3% (20.8%)
現在も受給している ※3	28.1% (24.3%)	8.7% (3.2%)

養育費の取り決めをしている世帯で見ると、「現在も受給している」は、母子世帯で57.7% (53.3%)、父子世帯で25.9% (15.6%)である。

親子交流	母子世帯	父子世帯
取り決めをしている	30.3% (24.1%)	31.4% (27.3%)
現在も行っている ※3	30.2% (29.8%)	48.0% (45.5%)

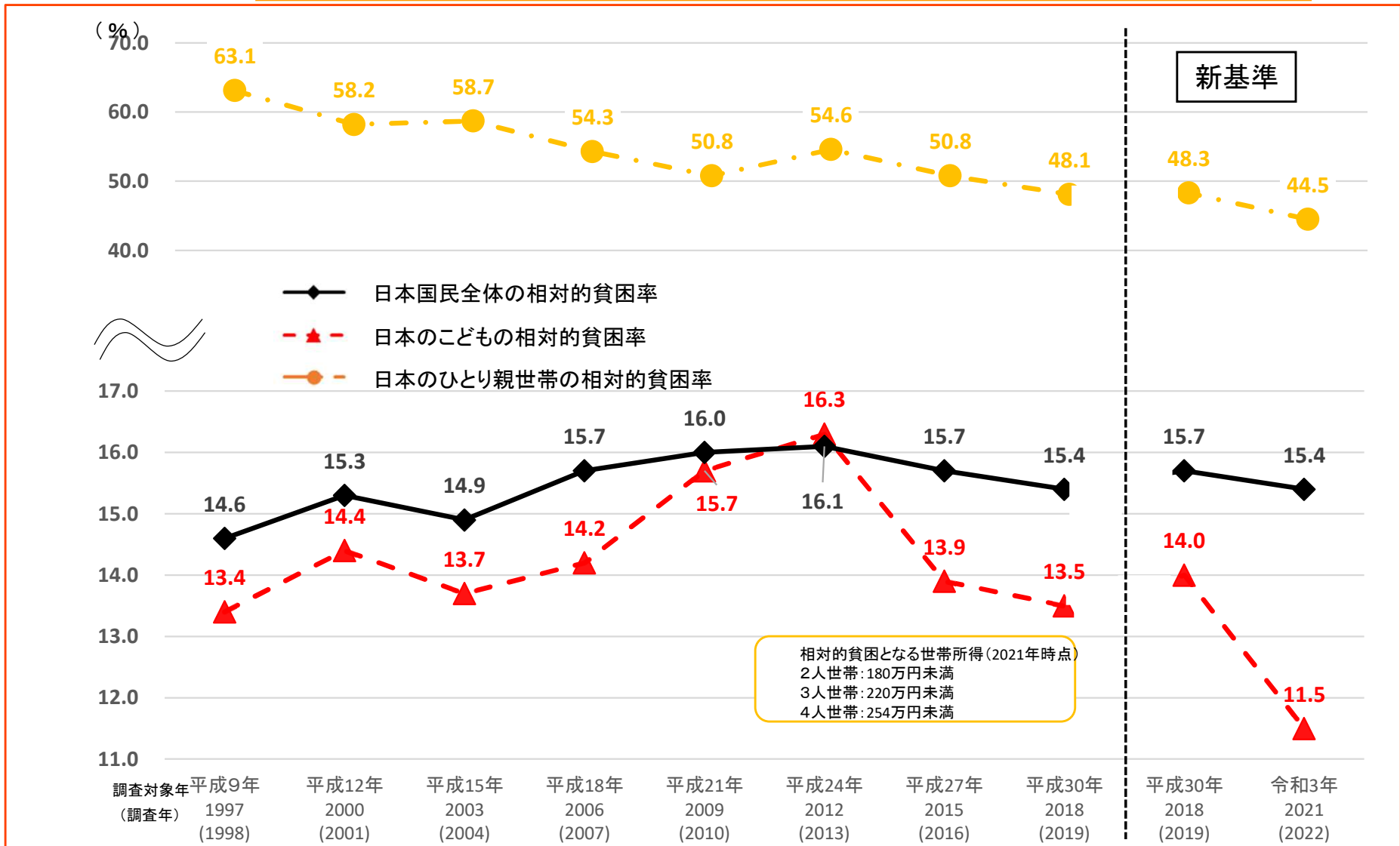
※1 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※2 ()内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

※3 取り決めの有無にかかわらず。

令和4年国民生活基礎調査

こどもの貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(※1)の貧困線(※2)に満たない人の割合をいう。

→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。

(※1)世帯の可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割った金額。

(※2)等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位(中央値)の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 (出所)国民生活基礎調査(厚生労働省)

貧困率の国際比較

相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率								
順位	国名	割合	順位	国名	割合	計			大人が一人			大人が二人以上		
						順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7	1	フィンランド	2.0
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3	2	アイスランド	2.8
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	スイス	3.8	3	アイスランド	18.9	3	デンマーク	3.5
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ノルウェー	23.4	4	チェコ	3.6
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5	5	スロベニア	4.0
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8	6	スイス	4.1
7	アイルランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5	7	アイルランド	4.5
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8	7	ノルウェー	4.5
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	スウェーデン	25.3	9	ベルギー	5.3
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8	10	スウェーデン	5.4
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2	11	フランス	6.0
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイルランド	27.5	12	オランダ	6.3
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ポルトガル	27.5	13	ポーランド	6.4
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1	14	ドイツ	6.7
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	チェコ	28.4	15	ニュージーランド	7.3
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1	16	オーストリア	7.5
17	ルクセンブルク	9.8	15	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1	16	エストニア	7.5
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5	18	ラトビア	7.6
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5	19	カナダ	7.7
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0	19	ハンガリー	7.7
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	20	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2	21	日本	8.6
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4	22	オーストラリア	8.8
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6	23	リトアニア	9.5
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9	24	ポルトガル	9.7
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2	25	イギリス	9.9
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2	26	スロバキア	10.2
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3	27	韓国	10.7
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0	28	ルクセンブルク	12.1
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3	29	ギリシャ	13.2
29	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6	30	アメリカ	14.9
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1	31	メキシコ	15.3
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5	32	イタリア	15.8
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7	33	スペイン	16.4
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1	34	チリ	16.7
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4	35	イスラエル	17.7
35	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7	36	トルコ	18.2
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	—	コロンビア	—	37	コスタリカ	22.1
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—	—	コロンビア	—
OECD平均		11.4	OECD平均		12.4	OECD平均		11.0	OECD平均		31.1	OECD平均		9.2

(注1)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」の出典はOECD "Income Distribution Database"。「こどもがいる世帯の貧困率」の出典はOECD Family Database "Child poverty"。いずれも2023年7月19日閲覧。
(注2)「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022年国民生活基礎調査(厚生労働省)に基づく2021年のデータであり、2015年に改定されたOECDの新たな所得定義に基づく数値。
(注3)「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」のチリ及びアイスランドは2017年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは2019年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデンは2021年、それ以外の国は2020年の数値。コロンビアは数値なし。
(注4)「こどもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは2014年、オランダは2016年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは2017年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは2019年、コスタリカは2020年、日本は2021年、それ以外の国は2018年の数値。大人が一人のこどもがいる世帯の貧困率のスイスの数値はOECDデータベース上0%となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。
(注5)各項目のOECD平均は、37か国(「こどもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については36か国)の単純平均。

こどもの貧困対策

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

1. 教育の支援

- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置充実
 - ・ 全てのこどもが集う場である学校をプラットフォームとして、不登校や虐待などこどもやその家庭が抱える課題への早期対応を図るため、令和5年度においては、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの貧困や虐待等への対策のための重点配置校を前年度比3,900校増の16,200校とするなど、配置を推進する。
- 貧困等に起因する学力課題の解消のための教員定数の加配措置
 - ・ 家庭環境等に左右されず、学校に通うこどもの学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進する。
- 高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)
 - ・ 「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)等に基づき、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう、真に支援が必要な学生等に対し、授業料等減免と給付型奨学金の支給を併せて実施する。
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援
 - ・ ひとり親家庭の親またはその児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する際の費用の一部を支給する。令和5年度より受講開始時の給付金額を増額するとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設し、ひとり親家庭の経済的負担を軽減する。

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

2. 生活の支援

○ こどもの生活・学習支援事業

- ・ ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭のこどもの生活の向上を図る。

令和5年度より「地域子供の未来応援交付金(内閣府)」を本事業に統合し、食事の提供にかかる費用を新たに補助対象に加えるとともに関係機関との連携体制整備にかかる費用を補助する。

○ 相談窓口のワンストップ化の促進

- ・ 母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員を配置することで、相談窓口を強化し、ひとり親家庭に対して総合的・包括的な相談支援を実施する。令和5年度より、ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用を補助する。

○ セーフティネット登録住宅の改修事業に対する支援

- ・ 既存住宅等を改修して子育て世帯等の住宅確保要配慮者専用の住宅とする場合の改修費に対して支援を行う。

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

3. 就労の支援

- 母子家庭等就業・自立支援事業
 - 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提供するとともに、ひとり親家庭等の児童の健やかな成長を支援するため、養育費の確保や面会交流の支援に取り組む。令和5年度より離婚前から支援が必要な者を対象に加えるとともに、PC等の貸与を行うことで在宅就業等に必要な環境整備を図る就業環境整備支援事業を創設する。
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
 - 児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等との連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施する。令和5年度より児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、離婚前から当該事業による支援が必要な者を対象に加える。
- ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給
 - 看護師等の資格取得に係る養成機関での修業期間について生活費の負担軽減を図るために高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学金の負担を軽減するための高等職業訓練修了支援給付金を支給する。令和4年度に引き続き、令和5年度末まで、養成機関での修業期間の緩和措置及び対象資格の拡大(1年以上の国家資格等6か月以上の民間資格も対象)を行う。
- ひとり親家庭への高等職業訓練促進資金貸付
 - 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学を容易にし、自立の促進を図る。

令和5年度こどもの貧困対策に関する主な施策について

4. 経済的支援

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
 - ・ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
 - ・ ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的として、こどもの修学等に必要な資金の貸付けを行う母子父子寡婦福祉資金貸付金による経済的支援を行う。令和5年度より収入が減少するなど家計が急変し大きな困難が生じている者を、新たに貸し付け対象に加える。

5. その他

- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開
 - ・ こどもの未来応援基金を通じたこどもに寄り添った活動を実施する民間団体への支援、支援を実施したい民間企業と支援を必要とする民間団体のマッチング等、「こどもの未来応援国民運動」を推進する。
- 沖縄こどもの貧困緊急対策事業
 - ・ 沖縄の将来を担う子ども達の深刻な貧困対策を引き続き進めるため、こどもの貧困対策支援員の配置、居場所の運営等に対する支援を実施。令和5年度より、支援が必要なこどもを網羅的に把握するため、県内市町村のスクリーニング導入に係る経費を支援する。

ひとり親家庭支援

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。

子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣、保育所等の優先入所
- こどもの生活・学習支援事業等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など

就業支援

- 母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 能力開発等のための給付金の支給 など

養育費確保支援

- 養育費等相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など

経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
就職のための技能習得や児童の修学など12種類の福祉資金を貸付 など

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成30年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。
- 令和2年の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直しを実施。

子育て・生活支援

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方自治体の相談窓口にて、就業支援を担う「就業支援専門員」を配置し、就業支援の専門性と体制を確保するとともに、母子・父子自立支援員が弁護士等の専門職種の支援を受けながら相談対応を行える体制づくりや、相談対応以外の事務的な業務を補助する職員の配置、休日・夜間の相談体制づくりを支援することで、相談支援体制の質・量の充実を図り、総合的な支援体制を構築・強化することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

（1）就業支援専門員配置等事業【1か所あたり年額5,000千円】

「就業支援専門員」を配置し、母子・父子自立支援員と連携・協力して相談支援に当たることで、

- ①地域の実情に応じた相談窓口のワンストップ化を推進、②就業を軸とした的確かつ継続的な支援の提供、③SNS等を活用した支援施策に関する周知などを行う。

（2）集中相談事業【1か所あたり年額3,100千円】

児童扶養手当の現況届の提出時期（8月）等に、ハローワーク職員、公営住宅・保育所・教育関係部局職員、母子家庭等就・自立支援センター職員、婦人相談所職員、弁護士等を相談窓口にて配置して、様々な課題に集中的に対応できる相談の機会を設定する。

（3）相談支援体制強化事業（R4～）

ア 弁護士・臨床心理士等による相談対応支援【1か所あたり年額2,190千円】

母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。

イ 補助職員配置支援【1か所あたり年額4,498千円】

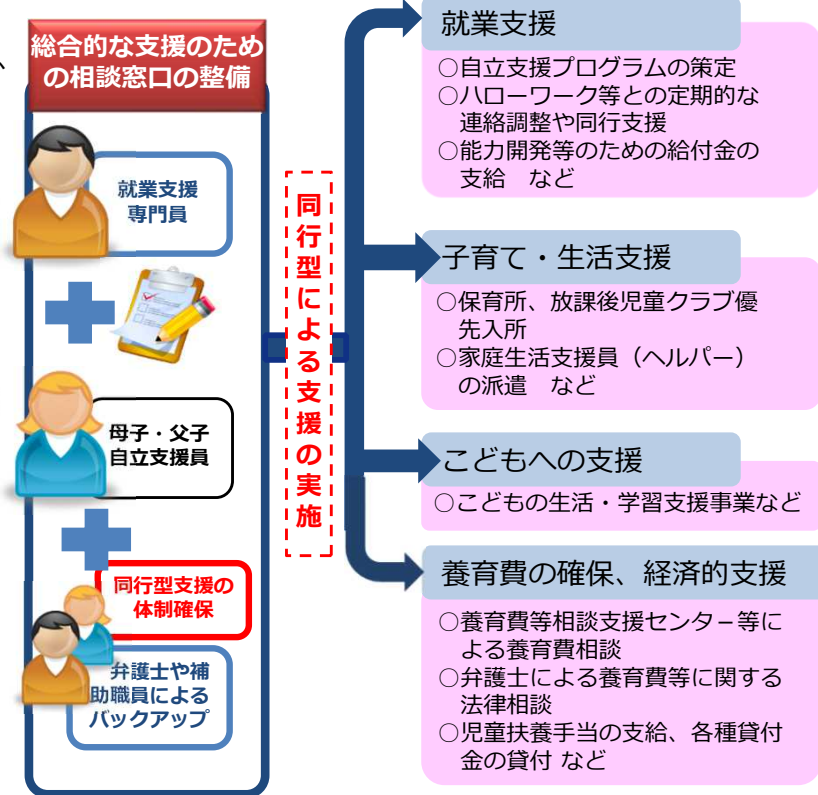
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。

ウ 夜間・休日対応支援【1か所あたり年額1,627千円】※土日対応を行う場合

ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

新 エ 同行型支援（新規）【1か所あたり年額1,782千円】

ひとり親が必要とする相談支援等を受けられるように、新たに同行支援や継続的な見守り支援等の同行型支援を行うための体制づくりに必要な人件費や旅費、備品購入費等の費用の補助を行う。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・一般市等

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【事業実績】

就業支援専門員の配置状況等	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配置人数	36名	52名	61名	74名	93名	98名	103名
相談対応件数（延べ数）	8,456件	12,553件	19,091件	26,169件	27,959件	37,268件	38,171件

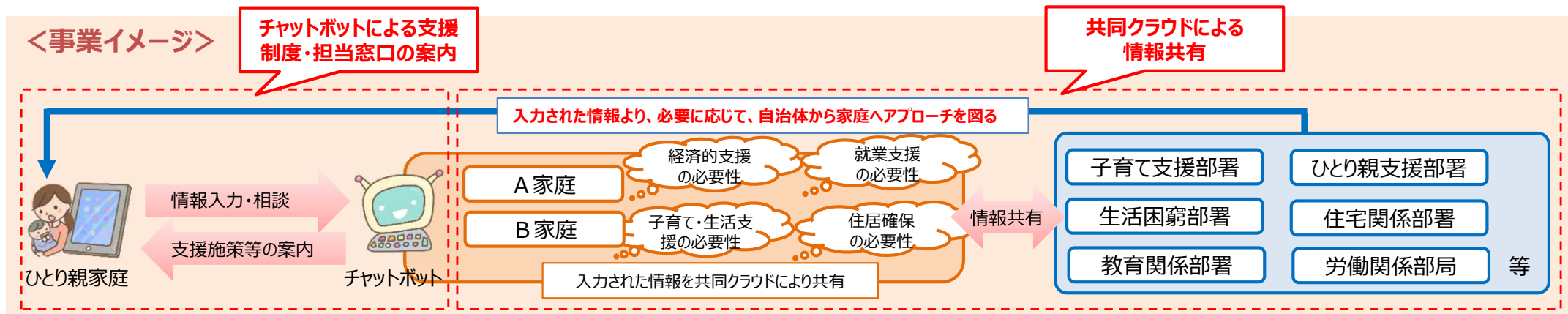
令和4年度第2次補正予算：1.8億円

1 事業の背景・目的

- ひとり親家庭等に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度を詳細に把握する職員体制も希薄であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されているにもかかわらず、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭等が数々ある制度にたどりつくことができているかが課題**となっている。
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**I T 機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。
- ひとり親家庭等が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、I T 機器等の活用を始めとしたひとり親家庭等のワンストップ相談及びプッシュ型支援体制の構築・強化を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、I T 機器等の活用を始めとした相談機能強化を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助基準額】 1自治体あたり 30,000千円

【補助率】 国：3/4、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/4

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

母子・父子自立支援員等がひとり親家庭の個々の状態に応じて、適切な支援へ繋ぐことができるよう相談支援体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

タブレット等を活用した相談対応ツールや、動画による研修ツールなどを作成し、母子・父子自立支援員等の専門性の向上及び相談支援体制の充実を図る。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市及び福祉事務所設置町村（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】 国 1/2、都道府県等 1/2

【補助単価】 1か所あたり 2,200千円

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもに対し、児童館・公民館・民家やこども食堂等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭や貧困家庭等のこどもの生活の向上を図る。

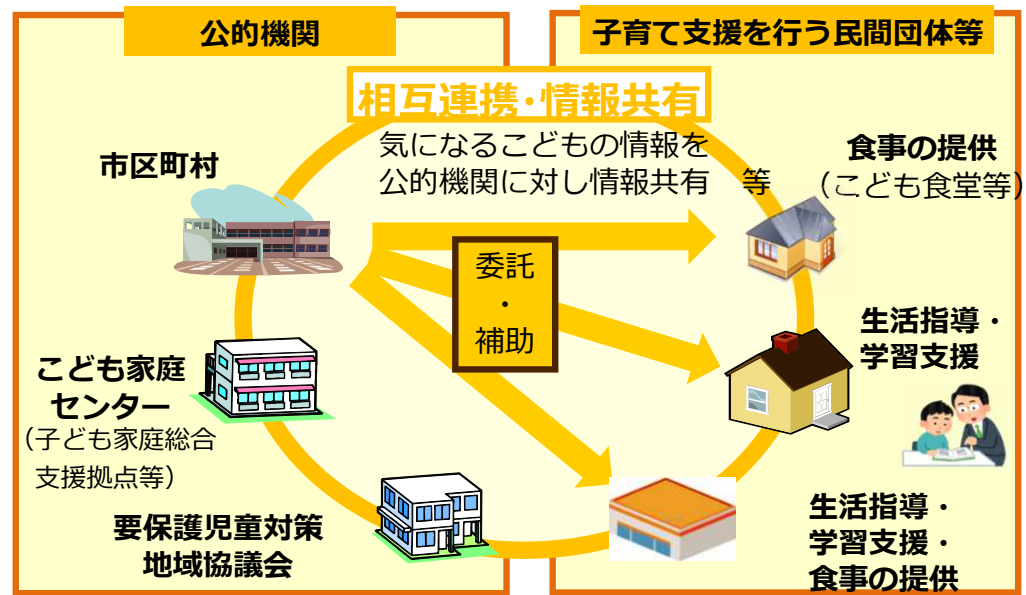
※ こども家庭庁の発足を踏まえ、こども食堂等への補助事業である「地域子供の未来応援交付金」（内閣府）を本事業に統合。

2 事業の概要・スキーム

- 地域の実情に応じて、以下の①から③の支援を組み合わせて実施する。
 - ①基本的な生活習慣の取得支援や生活指導
 - ②学習習慣の定着等の学習支援
 - ③食事の提供
- 地域における支援体制を確立するため、関係機関の連携体制の整備を地域の実情に応じて実施する。

【拡充内容】

- (1) 食事の提供にかかる費用を新たに補助する。
※③のみの実施も可能とするが、こども食堂等が適切に市区町村（こども家庭センターや要対協等）と連携することを要件とする。
- (2) 関係機関の連携体制の整備にかかる費用を補助する。
- (3) 「地域子供の未来応援交付金」からのスムーズな移行を進めるための自治体負担の激変緩和措置及びこれまで市区町村と連携が図られていなかった事業者が自治体と連携して事業を行えるよう、通常より高い国庫補助率を特例的に設定する。



3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区町村

【補助率】国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3）
国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4（上記2(3)の場合の特例：国 2/3、都道府県 1/6、市区町村 1/6）

【補助単価】

○生活指導・学習支援

(1) 事務費	1事業所当たり	2,746千円
(2) 事業費（集合型）	1事業所当たり	4,898千円（週2日以下の開催の場合・実施日数により異なる）
(3) 事業費（アウトリーチ型）	1回の訪問が1日の場合	10,420円/回（半日以内の場合 6,700円）
(4) 実施準備経費	1事業所当たり	① 改修費等 4,000千円 ② 礼金及び賃借料（実施前月分） 600千円

○食事の提供

1事業所当たり 3,500千円

○連携体制整備

1実施主体当たり 453千円

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借りに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

【対象者】

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

【貸付額等】

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利息：無利子

償還免除：1年以内に就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

3 実施主体等

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9 / 10（国9 / 10、都道府県又は指定都市1 / 10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9 / 10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1 / 10相当を負担（特別交付税措置）

4 貸付実績（令和3年度）

○貸付件数：703件

○貸付金額：1億2982万円

1 事業の目的

困窮するひとり親家庭等や要支援世帯の子ども等を対象とした、こども食堂など、こどもの居場所や食への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

【1】国⇒中間支援法人

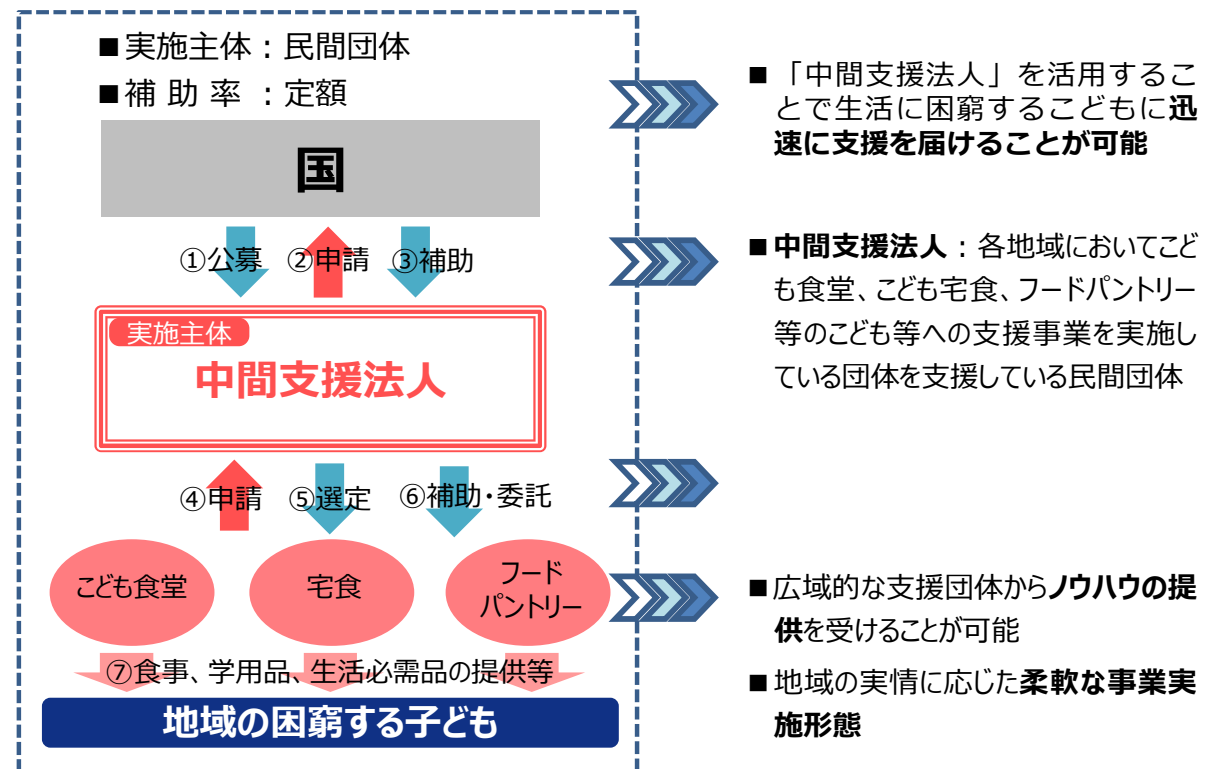
- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援団体を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。

【2】中間支援法人⇒こども食堂等

- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。事業実施に必要な費用を助成（上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、必要に応じて、活動内容等に対してアドバイスを行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親世帯等の子どもに食事の提供等を行う。



3 実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 【補助基準額】 1法人あたり 350,000千円

【補助率】 国：10/10

就業支援

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等（離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、就業相談から就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。
- ひとり親家庭に対し、PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る「**就業環境整備支援事業**」を創設。
- 一般市事業についても専門的な支援が行われるよう、**心理カウンセラー配置加算の適用など補助単価の拡充**を図る。

2 事業の概要・スキーム

（1）母子家庭等就業・自立支援センター事業

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等
- 【1か所あたり最大9,430千円】

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催
- 【1か所あたり最大14,248千円】

在宅就業推進事業（H20～）

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等
- 【1か所あたり最大11,000千円】

相談関係職員研修支援事業（H26～）

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等
- 【1か所あたり2,802千円】

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供 ・電子メール相談等
- 【1か所あたり2,809千円】

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施 ・養育費相談の実施等
- 【1か所あたり最大25,368千円】

親子交流支援事業

- ・親子交流（面会交流）援助の実施等
- 【1か所あたり最大3,996千円】

心理カウンセラー等配置（R3～）

- ・心理担当職員の配置
- 【1か所あたり3,000千円】

新 就業環境整備支援事業【新規】

- ・PC等の貸与を行うことで在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る
- 【1か所あたり2,880千円】

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業（H26～）

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等
- 【1か所あたり2,300千円】

拡 （2）一般市等就業・自立支援事業【拡充】

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の支援メニューの中から、地域の実情に応じ実施【1か所あたり最大20,634千円】
- **心理カウンセラー配置する場合** 【1市町村あたり3,000千円】
- **在宅就業や各種訓練に必要な環境整備を図る場合** 【1市町村あたり2,880千円】

3 実施主体等

- 【実施主体】（1）都道府県・指定都市・中核市
（2）一般市・特別区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【相談実績】令和3年度就業相談件数（延べ数）92,765件

【母子家庭等就業・自立支援センター設置状況】

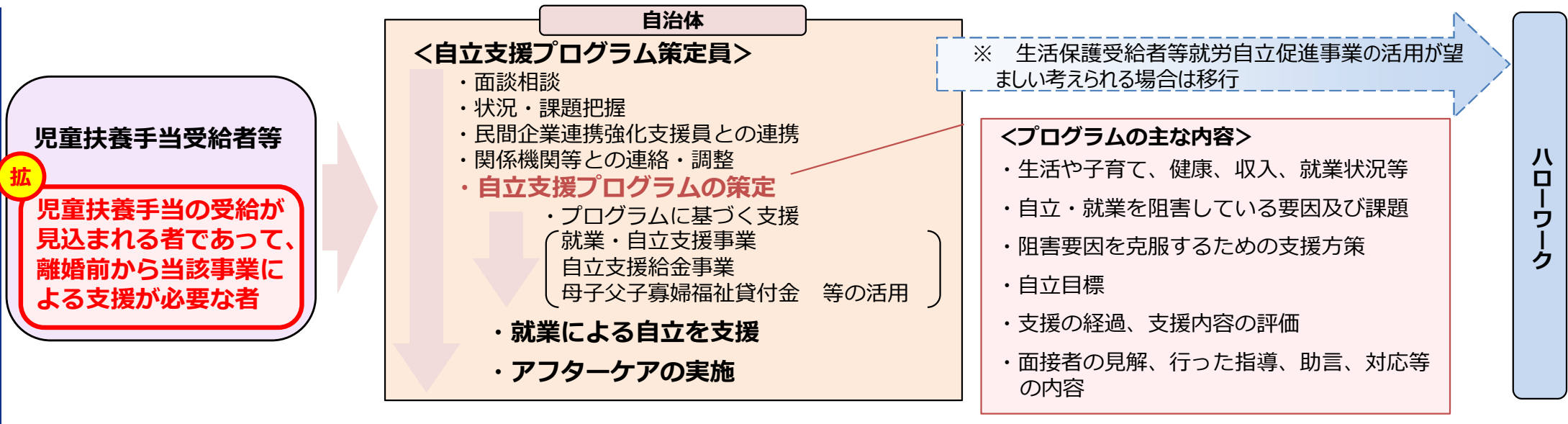
	都道府県	指定都市	中核市	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)	20か所 (100.0%)	48か所 (77.4%)	115か所 (89.1%)

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等（児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、離婚前から当該事業による支援が必要な者も含む）に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国10/10

【補助単価】

1プログラムあたり20千円 ※アフターケアを行う場合20千円を加算
 キャリアコンサルタントによる講習等受講経費 1自治体あたり97千円

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	40か所 (85.1%)	20か所 (100.0%)	45か所 (72.6%)	509か所 (65.3%)	614か所 (67.5%)

(注) () 内は、都道府県、市等における実施割合。

【事業実績】

	策定件数	就業実績
令和3年度	5,339件	3,341件

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

拡

※ 令和5年度末まで、訓練期間の緩和措置（1年以上→6月以上）を延長。

<対象資格・訓練>

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等

拡

※ 令和5年度末まで、対象資格の拡大措置（6月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を延長。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【実施自治体数】

【補助率】 国3／4、都道府県等1／4

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和3年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

【支給対象期間】 修業する期間（上限4年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

（注）（ ）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している2自治体を含む（島根県、広島県）。

【令和3年度総支給件数】 7,774件（全ての修学年次を合計）

【令和3年度資格取得者数】 2,757人（看護師 1,133人、准看護師 845人、保育士 171人、美容師 129人など）

【令和3年度就職者数】 2,092人（看護師 1,002人、准看護師 468人、保育士 148人、美容師 100人など）

母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算：162億円の内数（160億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- 高等学校卒業程度認定試験合格を目指すひとり親の経済的負担を軽減するため、**負担割合の改善を図るとともに、新たに通学の場合の補助単価を創設**する

2 事業の概要・スキーム

<対象者>

- ひとり親家庭の親又は児童であって、次の要件の全てを満たす者。ただし、高校卒業者など大学入学資格を取得している者は対象としない。
 - ① ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にあること。
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くため必要と認められること

<対象講座>

- 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）とし、実施主体が適当と認めたもの。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<支給内容>

（1）通信制の場合【拡充】

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| ① 受講開始時給付金：受講費用の3割（上限7万5千円） | ⇒4割（上限10万円） |
| ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限10万円） | ⇒1割（①と合わせて上限12万5千円） |
| ③ 合格時給付金：受講費用の2割（①②と合わせて上限15万円） | ⇒1割（①②と合わせて上限15万円） |

拡

（2）通学又は通学及び通信併用の場合【新規】

- | | |
|----------------------------------|---|
| ① 受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円） | 新 |
| ② 受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円） | |
| ③ 合格時給付金：受講費用の1割（①②と合わせて上限30万円） | |

新

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R3実施自治体数】363自治体

【R3支給実績】事前相談：187人 支給者数：115人

令和5年度当初予算：35百万円

1 事業の目的

- 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報、ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況等を分かりやすくまとめた特設サイトの作成など、ひとり親が必要な情報を得られる環境を確保するとともに、ひとり親への支援に関する機運を高めることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 情報収集・管理業務

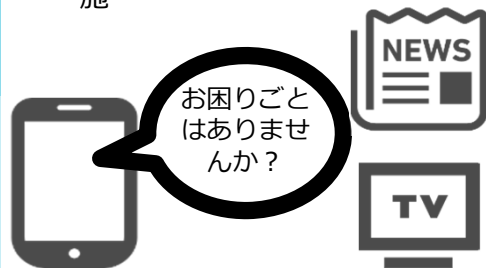
- ・ 地域で活動しているひとり親家庭への支援団体や、ひとり親の雇用に理解のある企業等の情報
- ・ ひとり親家庭等が活用できる支援施策、自治体における取組状況 等

(3) その他業務

- ・ 上記のほか、必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、ひとり親への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

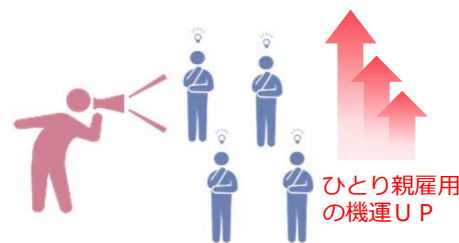
1 SNS等による情報発信

- SNSやWeb公告など様々な媒体を活用した情報発信を実施



2 フォーラム等による啓発

- フォーラム、シンポジウム等の開催により、ひとり親家庭の支援に関する機運の向上



(2) 特設サイト運営業務

- ・ 収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトを作成・運営

1 ひとり親家庭への支援団体の情報

- 地域における民間の支援団体の情報を掲載

行政以外の窓口を周知することで相談の敷居を低く

2 ひとり親の雇用に理解の企業の情報

- 1 ひとり親の雇用に積極的な企業の情報を掲載
- 2 優良企業表彰を受けた企業の取り組みを掲載

ひとり親雇用の機運を高める

3 ひとり親家庭が活用できる支援施策の情報

- 1 ひとり親家庭が活用できる支援施策を掲載
- 2 自治体毎の取組状況を掲載

住んでいる地域でどのような支援が受けられるか把握が可能に

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

養育費確保支援

令和5年4月25日
内閣府男女共同参画局
こども家庭庁支援局
法務省大臣官房法務省民事局

「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）において、養育費の受領率に関する達成目標を定めることが明記されたところ。昨年12月に厚生労働省より公表された「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」の結果等を踏まえ、達成目標を以下のとおり定める。

【養育費受領率の達成目標】

希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは2031年に、全体の受領率(養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率)を40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す

(補足事項)

- ・ 養育費の受領率は、厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」における母子世帯の数値を指標とする。
- ・ 本目標は、2026年の養育費受領率の結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 2031年以降の目標については、2031年の養育費受領率等の結果を踏まえ、新たに定めることとする。

(参考) 養育費受領率の推移

	2003年	2006年	2011年	2016年	2021年
総数	17.7%	19.0%	19.7%	24.3%	28.1%
うち、養育費の 取り決めをして いる世帯	—	—	50.4%	53.3%	57.7%

- (備考) 1. 2011年以前は、厚生労働省「全国母子世帯等調査」、2016年及び2021年は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」より作成。
2. 養育費受領率は、母子世帯の値。
3. 2021年の養育費受領率は実数値。
4. 養育費の取り決めをしている世帯の養育費受領率は、2011年から公表。

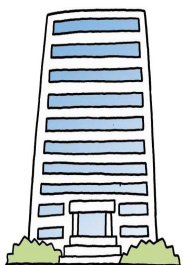
母子家庭等対策総合支援事業費補助金 令和5年度当初予算案：162億円の内数（160億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

2 事業の概要・スキーム

地方自治体



民間団体
＜事業の全部又は一部を委託可＞

講座等の開催

①親支援講座

【講義】

- ◆ 離婚前後の父母等を対象に、離婚がこどもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。
- ◆ 講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

②情報提供

- ◆ 親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

③養育費の履行確保（R2～）

- ◆ 公正証書の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談に関する支援等を行う。



- こどもの心情の理解
- 離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
- 同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
- 養育費や親子交流に関する取り決めを促進
- ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
- 養育費の履行を確保

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

【補助率】 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2 【補助単価】 1自治体当たり15,000千円

【R3年度実績】 91自治体

養育費等相談支援センター事業

目指すべき方向

	(母子家庭)	(父子家庭)	
○養育費の取決め率の増	約47%	約28%	→
○養育費の受給率の増	約28%	約9%	
(令和3年度全国ひとり親世帯等調査)			
			○ひとり親家庭の生活の安定
			○ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

養育費等相談支援センター設置の趣旨

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保等をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

養育費等の相談支援の仕組み

国（こども家庭庁）が養育費等相談支援センターに委託して実施（平成19年度創設）

【令和5年度委託先：（公社）家庭問題情報センター（FPIC）】

- 養育費等に係る各種手続等に関する分かりやすい情報の提供
→ホームページへの掲載、パンフレット等の作成
- 地方公共団体等において養育費相談等に対応する人材の養成のための各種研修会の実施
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する困難事例への支援
- 母子家庭等からの電話、メールによる相談対応
 - ・電話相談：0120-965-419（携帯電話、PHS以外）、03-3980-4108
 - ・メール相談：info@youikuhhi.or.jp
 〔相談時間：平日（水曜日を除く）10:00～20:00
水曜日 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00〕

（参考）令和3年度実績 相談延べ件数：4,785件 研修等の実施：62回

地方自治体（都道府県等）が直営又は委託して実施

（母子家庭等就業・自立支援センター等）

・研修
・サポート

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行の手続きに関する相談等
- 母子家庭等への講習会の開催
- 弁護士による法律相談（平成28年度から）

・困難事例の相談

- ・養育費等支援事業実施自治体数：125自治体
養育費専門相談員による相談延べ件数：11,612件
養育費専門相談員の設置：44か所、153名
- ・弁護士による相談実施自治体数：93自治体
弁護士による相談延べ件数：9,042件

経済的支援

令和5年度当初予算 1,486.2億円 (1,617.7億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2 事業の概要・スキーム

<支給対象者>

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

<支給要件>

- 父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

<手当額（令和5年4月～）>

- 月額

・全部支給：44,140円	・一部支給：44,130円～10,410円	
加算額（児童2人目）	・全部支給：10,420円	・一部支給：10,410円～5,210円
（児童3人目以降1人につき）	・全部支給：6,250円	・一部支給：6,240円～3,130円

<所得制限限度額（収入ベース）> ※前年の所得に基づき算定

- 全部支給（2人世帯）：160万円
- 一部支給（2人世帯）：365万円

<支給期月>

- 1月、3月、5月、7月、9月、11月

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】 国 1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 2/3

【受給者数】 854,540人（母：808,658人、父：42,153人、養育者：3,729人） ※令和4年3月末現在

【改正経緯】 ①多子加算額の倍増（平成28年8月分手当から実施）

②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成30年8月分手当から実施）

③支払回数を年3回から年6回に見直し（令和元年11月分手当から実施）

④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和3年3月分手当から実施）

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の概要

経済的支援

目的

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

対象者

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

貸付金の種類

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

貸付条件等

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【負担割合】国2／3、都道府県・指定都市・中核市1／3

【令和5年度予算】14.2億円

貸付実績《令和3年度》

- ① 母子福祉資金：106億1,607万円（18,898件）
- ② 父子福祉資金：7億2,361万円（1,235件）
- ③ 寡婦福祉資金：2億7,591万円（380件）

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

◎ 食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

<p>(1) 支給対象者</p>	<p>① 児童扶養手当受給者等 (低所得のひとり親世帯) ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯 (*) (その他低所得の子育て世帯) ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満))</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">* 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯等にプッシュ型で給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者 ・ 対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者(例: 高校生のみ養育世帯) ・ 直近で収入が減収した世帯
<p>(2) 給付額</p>	<p>児童一人当たり一律 5万円</p>
<p>(3) 実施主体</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯: 都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所設置町村 ② その他低所得の子育て世帯: 市町村(特別区を含む)</p>
<p>(4) 費用</p>	<p>全額国庫負担(10/10) ※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担</p>
<p>(5) 予算額</p>	<p>1,551億円(事業費1,485億円、事務費66億円)</p>
<p>(6) スケジュール</p>	<p>① 低所得のひとり親世帯: 令和5年3月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給(申請不要) ② その他低所得の子育て世帯: 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯等について、可能な限り5月までに支給(申請不要)</p> <p>※①②いずれも、直近で収入が減収した世帯等については、可能な限り速やかに支給(要申請)⁴⁰</p>

子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及び こども大綱策定に向けての意見(概要)

子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見（概要）

- 令和5年4月にこども家庭庁が創設されるが、こども基本法においては、「子供の貧困対策に関する大綱」の内容等を含み、こども施策に関する基本的な方針、重要事項等を定める「こども大綱」を策定することとされている。
- こども大綱の策定に当たって、子供の貧困対策に関する有識者会議として、子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況や今後のこども大綱策定に向けての各構成員の意見等を幅広く取りまとめた。

子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月29日閣議決定）

目的

- ・現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
- ・子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

分野横断的な基本方針

- ①貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す
- ②親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する
- ③支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する
- ④地方公共団体による取組の充実を図る

分野ごとの重点施策

教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援、経済的支援 等

大綱策定後における主な施策（例）

「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、対策を総合的に推進し、新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰の影響を踏まえた各種施策も速やかに実施。

- ・教育の支援：幼児教育・保育の無償化の着実な実施。35人学級の計画的な整備。高等教育の修学支援新制度の開始。
学生等の学びを継続するための緊急給付金の支給。私立高等学校授業料の実質無償化。
- ・生活の支援：子育て世代包括支援センターの着実な整備。様々なこどもの居場所づくりに係る事業を創設・強化。
生活困窮者自立支援制度による相談支援等の着実な実施。
- ・就労の支援：働き方改革関連法の施行。高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金等の拡充。
- ・経済的支援：児童扶養手当の支払回数の見直し。養育費の確保に係る改正民事執行法の施行。
低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給。
- ・調査研究等：子供の生活状況調査の実施。
- ・施策の推進体制等：地方自治体におけるこどもの貧困対策の支援。官公民連携・協働の国民運動の展開。

赤字：大綱策定時と比べ改善
青字：大綱策定時と比べ悪化

子供の貧困に関する指標の進捗（抜粋）

指標	大綱策定時	直近値
(教育の支援)		
生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率	93.7% (平成30年)	93.7% (令和3年)
生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率	4.1% (平成30年)	3.6% (令和3年)
生活保護世帯に属する子供の大学等進学率	36.0% (平成30年)	39.9% (令和3年)
児童養護施設の子供の進学率		
中学校卒業後	95.8% (平成30年)	96.4% (令和2年)
高等学校等卒業後	30.8% (平成30年)	33.0% (令和2年)
ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園等）	81.7% (平成28年)	79.8% (令和3年)
ひとり親家庭の子供の進学率		
中学校卒業後	95.9% (平成28年)	94.7% (令和3年)
高等学校等卒業後	58.5% (平成28年)	65.3% (令和3年)
全世帯の子供の高等学校中退率	1.4% (平成30年度)	1.2% (令和3年度)
全世帯の子供の高等学校中退者数	48,594人 (平成30年度)	38,928人 (令和3年度)
スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合		
小学校	50.9% (平成30年度)	63.2% (令和3年度)
中学校	58.4% (平成30年度)	68.1% (令和3年度)
スクールカウンセラーの配置率		
小学校	67.6% (平成30年度)	89.9% (令和3年度)
中学校	89.0% (平成30年度)	93.6% (令和3年度)
就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合)		
	65.6% (平成29年度)	82.3% (令和4年度)
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況		
小学校	47.2% (平成30年度)	84.9% (令和4年度)
中学校	56.8% (平成30年度)	86.2% (令和4年度)

指標	大綱策定時	直近値
高等教育の修学支援新制度の利用者数		
大学	-	23.0万人 (令和3年度)
短期大学	-	1.6万人 (令和3年度)
高等専門学校	-	0.3万人 (令和3年度)
専門学校	-	7.0万人 (令和3年度)
(保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援)		
ひとり親家庭の親の就業率		
母子世帯	80.8% (平成27年)	83.0% (令和2年)
父子世帯	88.1% (平成27年)	87.8% (令和2年)
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合		
母子世帯	44.4% (平成27年)	50.7% (令和2年)
父子世帯	69.4% (平成27年)	71.4% (令和2年)
(経済的支援)		
子供の貧困率		
国民生活基礎調査	13.9% (平成27年)	13.5% (平成30年)
全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）	7.9% (平成26年)	8.3% (令和元年)
ひとり親世帯の貧困率		
国民生活基礎調査	50.8% (平成27年)	48.1% (平成30年)
全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）	47.7% (平成26年)	57.0% (令和元年)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合		
母子世帯	42.9% (平成28年度)	46.7% (令和3年度)
父子世帯	20.8% (平成28年度)	28.3% (令和3年度)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合		
母子世帯	69.8% (平成28年度)	69.8% (令和3年度)
父子世帯	90.2% (平成28年度)	89.6% (令和3年度)

こども大綱策定に向けての各構成員の意見(例)

1 全般について

- ・ 持続可能で多様なこども財源の確立
- ・ こどもの意見表明の促進

等

2 分野横断的な施策等について

- ・ こども施策と若者施策の接続
- ・ 妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援
- ・ 教育と福祉の連携体制の整備

等

3 各分野の施策等について

(1) 教育の支援

- ・ 処遇改善等による保育の担い手の確保
- ・ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置拡充及び常勤化
- ・ 高校生等奨学給付金や高等教育の修学支援新制度の更なる拡充
- ・ 学校給食の無償化

等

(2) 生活の安定に資するための支援

- ・ こどもの居場所づくりの支援体制の整備
- ・ 専門的なスキルを持つ人材の育成

等

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ デジタルスキルに対応する職業訓練
- ・ 就労支援を行うNPO等に対する補助の拡充

等

(4) 経済的支援

- ・ 児童手当や児童扶養手当の拡充

等

(5) 子供の貧困に関する調査研究等

- ・ 各種調査におけるこどもの貧困関連の設問の設定

等

(6) 施策の推進体制等

- ・ こども家庭庁と文部科学省の密な連携
- ・ 自治体の広域連携の促進
- ・ PDCAサイクルの運用のための体制整備

等

(7) 子供の貧困に関する指標

- ・ 非金銭的指標(物質的はく奪指標)による実態把握

等

子供の貧困対策に関する有識者会議構成員

- 石野 隆 史 千葉県千葉市こども未来局こども未来部部長
- 磯崎 哲 夫 香川県宇多津町保健福祉課長
- 岡崎 祐 吉 あしなが育英会専務理事
- 笹山 衣 理 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局子ども未来戦略室長
- 新保 幸 男 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
- 末 富 芳 日本大学文理学部教授
- 菅田 賢 治 全国母子生活支援施設協議会会長
- 出口 茂 美 福井県越前市市民福祉部部長

- 藤田 君子 全国母子寡婦福祉団体協議会理事長
- 松本 伊智朗 北海道大学大学院教育学研究院教授
- 水橋 誉 大学院生(あしなが育英会奨学生)
- ◎宮本 みち子 放送大学名誉教授・千葉大学名誉教授
- 山野 則子 大阪公立大学現代システム科学研究科教授
- 横川 伸 全国児童養護施設協議会副会長
- 渡辺 由美子 認定NPO法人キッズドア理事長

◎座長、○副座長

こども未来戦略方針

こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（５）多様な支援ニーズへの対応

～社会的養護、障害児、医療的ケア児等の支援基盤の充実とひとり親家庭の自立支援～

- また、こどもの貧困対策は、我が国に生まれた全てのこどもの可能性が十全に発揮される環境を整備し、全てのこどもの健やかな育ちを保障するという視点のみならず、公平・公正な社会経済を実現する観点からも極めて重要である。こどものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約5割が相対的貧困の状況にあることを踏まえれば、特に、ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題であると認識する必要がある。

（ひとり親家庭の自立促進）

- ひとり親家庭の自立を促進する環境整備を進めるため、ひとり親を雇い入れ、人材育成・賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援を強化する。あわせて、看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親の父母に対する給付金制度（高等職業訓練促進給付金制度）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格を拡大するなど、より幅広いニーズに対応できる制度とする。また、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進についても強化を図る。

Ⅲ－３．こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね3兆円程度となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。